

那農振第 1428 号
令和 7 (2025) 年 1 月 27 日

各市町長
那須野農業協同組合代表理事組合長
栃木県開拓農業協同組合代表理事組合長 } 様

栃木県農政部参事兼那須農業振興事務所長 鈴木 正光

病虫害防除を目的とするあぜ道等の枯れ草焼却について(注意喚起)

グリーン農業の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきましては、令和 6 年 (2024) 年 1 月 29 日付け経技第 1047 号にて、水田に発生する病虫害は、抵抗性品種の作付けや草刈り、秋耕、育苗箱や本田での薬剤施用等の防除方法を一年を通して適切に組み合わせることで発生を抑制することが可能であるため、病虫害防除にあつては、あぜ道等の枯れ草焼却以外の方法を効果的に行うよう農業者等への御指導をお願いしたところです。

しかしながら、依然として県内で野火焼きが実施され、これを原因とする延焼や傷害事故が相次いで発生しており、那須管内においても直近で延焼や事故が発生していますので、改めて、農業者や野焼きの実施団体に対し、野焼き以外の方法による病虫害の防除の実施について御指導をお願いいたします。

那須農業振興事務所
経営普及部 担当 吉原
TEL 0287-22-2826
FAX 0287-23-7994